

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和6年7月3日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2300910号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2400025号

第1 結論

請求者のA社における平成15年10月24日及び平成16年10月25日の標準賞与額をそれぞれ20万円に訂正することが必要である。

平成15年10月24日及び平成16年10月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が、請求者に係る平成15年10月24日及び平成16年10月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年10月24日
② 平成16年10月25日
③ 平成17年10月
④ 平成18年10月

年金事務所からの連絡により、A社の請求期間①から④までに係る賞与記録がないことが分かった。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①及び②について、請求者から提出された当該期間に係る預金通帳の写し及び日本年金機構から提出された請求者の同僚に係る給与明細書(賞与)(以下「預金通帳等」という。)により、請求者は、当該期間にA社から賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが推認できる。

また、標準賞与額については、預金通帳等により推認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①及び②はそれぞれ20万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間について、厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し、提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否か

について、いずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間③及び④について、A社は、請求者の当該期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額を確認できる資料がない旨回答しているところ、取引金融機関から提出された請求者の給与振込口座に係る預金元帳には、当該期間における同社からの賞与の振込は確認できない。

また、請求者は、請求期間③及び④に係る厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる賞与明細書等の資料を保有していない。

このほか、請求者の請求期間③及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。